

佐賀市土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、土砂災害の危険のある場所や避難する場所、注意すべき点などをまとめたものです。避難場所、避難ルートの日頃から話し合い、決めておきましょう。

防災メモ

●避難場所

メモ

●メモ

●家族との集合場所

●非常時の連絡先・電話番号

名前	個人の携帯電話番号	会社や学校の連絡先

お問合せ 佐賀市役所 建設部 河川砂防課
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
電話：0952-40-7180 FAX：0952-26-7388

防災情報サービス

■佐賀市防災総合システム『さがんメール』

『さがんメール』は、防災情報、緊急情報や学校情報などをメールでお知らせするメール配信システムです。



- 携帯電話からインターネット接続
URLに <https://sbss.jp> を入力します。
- QRコードからも簡単アクセス
左図のQRコードを携帯電話のカメラで読み取るとすぐにアクセスできます。

お問合せ 佐賀市役所 総務部 消防防災課
電話 0952-40-7013

■NTT西日本『災害用伝言ダイヤル（171）』

震度6弱以上の地震発生時にご利用できるようになります。震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するNTT東日本またはNTT西日本が提供の判断を行います。家族の安否確認をしたいとき、自分の安否を知りたいときに利用しましょう。

伝言の録音方法	伝言の再生方法
171 にダイヤル ↓ ガイダンスが流れます。 録音の場合① ↓ ガイダンスが流れます。 (☒☒)☒☒☒☒☒☒☒☒☒☒	171 にダイヤル ↓ ガイダンスが流れます。 再生の場合② ↓ ガイダンスが流れます。 (☒☒)☒☒☒☒☒☒☒☒☒☒

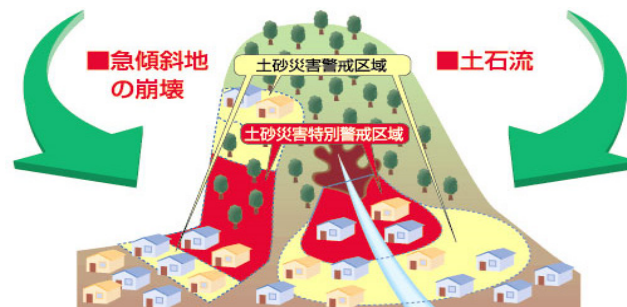
土砂災害警戒区域等の指定について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を佐賀県が指定しました。

土砂災害特別警戒区域
＜建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域＞

土砂災害警戒区域
＜土砂災害のおそれがある区域＞

- 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
 - 住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域
- 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）
 - 急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）
 - ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
 - ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ・急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍以内の区域
 - 土石流
 - ・土石流の発生のおそれがある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域



避難のタイミング

土砂は一気に襲ってきます。前兆現象を察知して、早めに避難しましょう！

■急傾斜地の崩壊



- ・がけに割れ目が見える
- ・がけから水が湧き出ている
- ・がけから小石がばらばら落ちている
- ・がけから木の根が切れる音がする



■土石流



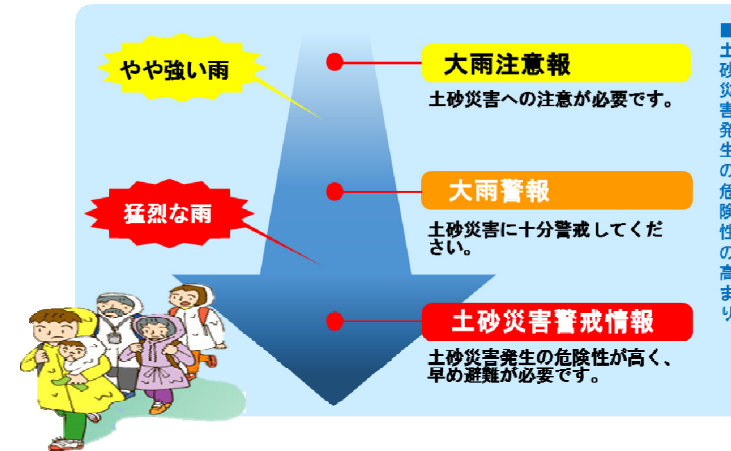
- ・山鳴りがする
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる（土砂により上流で流れがせき止められている）



土砂災害警戒情報

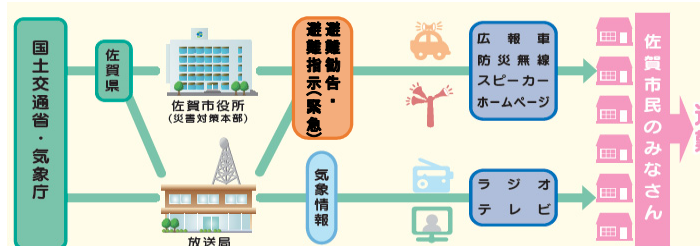
■土砂災害警戒情報とは？

土砂災害の危険が高まったとき、佐賀県と佐賀地方気象台が共同して、市町村を特定して発表するもので、市町村の防災活動や避難勧告等の判断を支援し、住民の自主避難の判断にも活用できる情報です。テレビ・ラジオ・インターネット等で確認できます。



■気象情報や避難情報の伝わり方

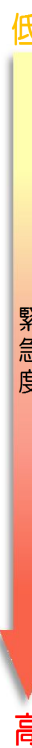
注意報・警報や避難勧告・避難指示（緊急）等は、下図のような経路で住民のみなさんに伝達されます。



避難情報の種類

避難に関する情報は、次の3つの情報があります。発令前でも、身の危険を感じたら自主的に避難するようにしましょう。

情報の種類	どんな時に発令されるの？	どうすればいいの？
避難準備・高齢者等避難開始	・避難行動に時間を要する人（災害時要援護者等）が避難を開始しなければならない段階 ・人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動に時間を要する人（災害時要援護者等）は、避難を開始 ・上記以外の人は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階 ・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる人は、避難行動を開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後避難中の人は、避難行動を直ちに完了 ・まだ避難していない対象者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



緊急時連絡先一覧

■行政機関

佐賀市役所 (0952) 24-3151
富士支所 (0952) 58-2111
三瀬支所 (0952) 56-2111

■消防

119
佐賀広域消防局 佐賀消防署 (0952) 30-0111
佐賀広域消防局 北部消防署 (0952) 62-3442
佐賀広域消防局 北部消防署 富士出張所 (0952) 58-2811
神埼消防署 三脊出張所 (0952) 56-2009

■警察

110
佐賀北警察署 (0952) 30-1911
北山警察官駐在所 (0952) 57-2009
三瀬警察官駐在所 (0952) 56-2015

■ライフライン

水道 佐賀市上下水道局 (0952) 33-1313
電気 九州電力佐賀営業所 0120-986-303
電話（故障）NTT西日本 113

■病院

佐賀市立富士大和温泉病院 (0952) 63-0111
佐賀大学医学部附属病院 (0952) 31-6511
国立病院機構佐賀病院 (0952) 30-7141
佐賀県医療センター好生館 (0952) 24-2171

避難場所の確認

1次避難所	■富士支所管内 【北山東部小学校区】 ●北山東部小学校 富士町古場1514-2 57-2441
	■三瀬支所管内 【三瀬小学校区】 ●三瀬保健センター 三瀬村藤原3882-6 56-2200 ●三瀬公民館 三瀬村三瀬2762-2 56-2003 ※土砂災害のときは、避難できません。
2次避難所	■三瀬支所管内 【三瀬小学校区】 ●小中一貫校三瀬校 三瀬村三瀬2789 56-2106 ※土砂災害のときは、避難できません。
	■三瀬支所管内 【三瀬小学校区】 ●三瀬勤労福祉センター 三瀬村三瀬2700-1 56-2866

- 1次避難所…市が避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に開設する。また、自主避難者へ提供する施設とする。
- 2次避難所…市が避難勧告・避難指示（緊急）を発令した場合に開設する。
- 3次避難所…地震災害など広域的な災害が発生した場合に開設する。